

野原地区ほ場整備が完成

23・8ヘクタールを整備



▲記念碑を除幕する関係者ら

八木野原地区で進められていたほ場整備事業が完了し五月二日、関係者らが出席して竣工式が行われました。同事業では、玉葱やレタスなどの野菜栽培が盛んな八木新庄・野原・徳野、榎列上幡多・下幡多集落にまたがる水田や農道、水路など約二十三・八ヘクタールを整備しました。ため池や河川、伏流水などを水源としていた五つの水利組織を統合し管理経費を削減、二か所の揚水機場と約

四二キロメートルのバイパスを設け、計画的な野菜栽培が可能となりました。総事業費は約五億三千六百万円。平成十二年に工事を開始し、この度完成しました。式典は、揚水機場に隣接する特設会場で行われ、野原地区ほ場整備委員会（下原義平委員長）の関係者約四十人が出席、神事に続いて委員会役員や中田市長ら八人が記念碑を除幕して竣工を祝いました。

かけがえのない命を救うために

AEDの5庁舎設置を前に職員が講習

南あわじ市職員を対象とした救命講習会が五月二十四日、三原公民館で行われ、AED（自動体外式除細動器）を使った心肺蘇生法の救命講習を受けました。

AEDは、心臓の突然停止（心室細動）の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。現在市内四か所の公民館などに配備済み。

今回、中央、緑、西淡、三原、南淡の五庁舎への配備を前に、庁舎毎に講習会を開催し、五月中に約百二十人が受講しました。

この日は、三原庁舎の職員二十四人が参加し、淡路広域消防本部の職員の指導により、気道の確保や人口呼吸、心臓マッサージの方法、AEDの操作などを学びました。



▲AED（手前）を使った心肺蘇生法の講習

情報公開制度と個人情報保護制度

実施状況を公表します

情報公開制度は、市政に関する情報（公文書）を市民の皆さまからの請求により開示する制度です。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報について、具体的な管理ルールを定めプライバシーを保護するとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

開示請求は、公文書および個人情報保有している課にご相談ください。手続きを行うまでもなく、資料の提供や口頭での説明を受けることができます。ただし、法令などにより開示できない情報もあります。

市の情報公開条例および個人情報保護条例では、これらの実施状況を公表することとしています。平成十六年度および十七年度中の実施状況をお知らせします。

情報公開制度による開示

十六年度には五件の開示請求

求があり、全件部分開示しました。十七年度は二十六件の開示請求があり、十一件を全部開示、十二件を部分開示、二件を不開示とし、一件の取下げがありました。

個人情報保護制度による開示

十七年度には四件の開示請求があり、二件を全部開示、二件を部分開示しました。また、一件の訂正請求があり、一部訂正を行いました。なお、十六年度は請求がありませんでした。

市政情報の提供など

市政の情報は、皆さまに市政への参加や市民生活の向上などに役立てていただくよう、広報紙の発行やパンフレットの配布、市のホームページでの公開などさまざまな方法によって情報を提供しています。

情報公開および個人情報保護制度の詳しい内容は、総務課 ☎43・5001へ

国際ソロプチミスト淡路が絵画を寄贈

島内女性の社会奉仕団体「国際ソロプチミスト淡路」（木下圭子会長）から二十周年記念事業として四月二十四日、小学校用の図書を寄贈を受けました。

この日は、同事業実行委員会（原節子代表）の役員五人が市長室を訪れ、市内十七小学校用への寄贈図書（二百八十二冊）の目録を中田勝久市長に手渡しました。



▲中田市長へ目録を手渡す原代表（左）

同団体は「明るい未来は子どもの笑顔から」を活動テーマとし、洲本市の幼稚園や保育所に絵本、淡路市の小学校にも図書券を寄贈しています。

四季の丘団地が作品賞を受賞

うるおいとやすらぎに満ち



▲四季の丘団地

た公営住宅として南あわじ市営住宅「四季の丘団地（阿万塩屋町）」がこのほど、兵庫県地域住宅政策協議会の作品賞を受賞しました。

建物は、子どもや高齢者への配慮として人と車を分離するため、木造低層の住宅棟を円環状に配置。中央の中庭には集会所や遊具が設置されています。また建物外壁には瓦を使用して耐久性を高め、オール電化を採用し省エネルギー性を高めています。

情報でつながる広がる通じあう

第6回 ケーブルテレビ よくある質問 Q & A

「引込工事と宅内工事について」

☎情報課 ☎43-5003

これまでに寄せられたお問い合わせの中から、「よくある質問」をご紹介します。今回は「引込工事」「宅内工事」についての質問です。

◎ 緑・南淡地区の引込工事、宅内工事はいつから始まるのですか。

A 引込工事は平成19年1月頃から、宅内工事は同年4月頃から順次行なっていく予定です。引込工事は地区ごとにある程度まとめて行ないます。必ずしも加人のお申込み順とはなりませんのでご理解ください。

◎ 引込工事ではどこまで工事するのですか。
A ケーブルテレビの伝送路から加入者宅の軒下などに設置する保安器まで引き込みます。引込み線から保安器までが市の保守範囲となります。保安器の位置は宅内工事のお見積りの際に宅内工事業者と相談してお決めください。

◎ 宅内工事はどのようなことをするのですか。
A 保安器から宅内（建物内）の配線工事（テレビ・音声告知端末機・ケーブルテレビ機の配線）を行ないます。また、ケーブルテレビ局から無償でお貸しする音声告知端末機とケーブルテレビ機を設置し、テレビのチャンネル調整やケーブル電話の通話確認等をおこないます。必要に応じてブースターや分配器が必要になります。地上デジタル放送に対応した工事をしていただきます（現在ご利用の機器が使用できるかどうかは、電気店等にお問い合わせください）。

◎ 宅内工事は必要ですか。自分でやってもいいですか。
A ケーブルテレビをご利用

いただくためには宅内工事が必要です。ただし、ご自身で行うことはできません。基準に合わない機器や材料を使用したり設定等を行なったりすると、正常にサービスを利用できないだけでなく、流合雑音等を発生させケーブルテレビ局の設備や他の加入者宅にまで大きな影響を及ぼす恐れがあるからです。市では宅内工事を行なうことができる事業者（南あわじ市ケーブルテレビ宅内工事指定業者）を定めていますので、その中から1事業者をお選びください。

◎ 加入料がお得な加入促進期間中に引込工事だけでもらって、宅内工事は後回しでもいいですか。

A 加入促進期間の特例を受けるためには、本放送が開始されるまで（平成20年3月末日まで）に宅内工事を完了していただく必要があります。平成20年4月以降に宅内工事を行なう場合は、加入促進期間中に加入申込みをされても加入分損金42000円と引込工事費31500円（最高）が必要となりますのでご注意ください。